

# 平成26年度行政運営方針

愛  
知  
労  
働  
局

1、愛知労働局では労働行政を総合的に推進するため、平成26年度においては、「若者の雇用対策の推進」、「地方自治体等との連携による就職促進」、「安心して働くことのできる環境整備」、「女性の活躍促進」を最重要に取り組むこととしており、労働基準部では、以下の施策を最重要対策として取り組むこととしています。

○製造業（特に食料品製造業、金属製品製造業）、建設業、第三次産業（特に労働災害の増加傾向が著しい社会福祉施設）を重点業種として対策に取り組みます。

○化学物質による健康障害の発生を防止するため、化学物質を使用する事業場への指導を強化します。

○「過重労働による健康障害防止のための総合対策」（平成18年厚生労働省策定、平成23年2月一部改正）に基づき指導を行うとともに、「長時間労働の抑制に向けた取組の推進」、「職場における健康管理対策の推進」等に取り組みます。

○安全確保対策の推進（1）労働者の安全と健康の確保対策（2）有期労働契約に関するルールの周知（3）労働条件の確保・改善対策の推進

2、上記1の最重要対策に加え、労働基準部では以下の対策に取り組みます。

○健康確保対策の推進（1）労働者の安全と健康の確保対策（2）安全確保対策の推進（3）労災補償請求長期未決事案の新規発生防止（4）労災補償業務は被災する

○法定労働条件確保対策の強化  
○若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組  
○賃金不払残業の防止対策

3、愛知労働局の平成26年度行政運営方針は以下の通りです。

第1、愛知の労働行政を取り巻く情勢と課題

①雇用をめぐる情勢と課題  
②労働条件等をめぐる情勢と課題

③その他労働局における情勢と課題

第2、愛知労働局の最重要対策

○特定の労働分野（自動車運転者、障害者である労働者、介護労働者、技能実習生）における労働条件確保対策  
○労災かくしの排除に係る対策  
○最低賃金制度の適切な運営等  
○愛知県地方最低賃金審議会の円滑な運営  
○最低賃金額の周知及び遵守の徹底  
○最低賃金引上げに向けた中小企業への支援  
○解雇、賃金不払事案等への的確な対応  
○未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営  
○勤務環境の自主的改善への支援  
○医療従事者の勤務環境の改善  
○変則的勤務形態、長時間労働の改善  
○職業性疾病に関する改善対策の推進

○法定労働条件確保対策の強化  
○若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組  
○賃金不払残業の防止対策

3、愛知の労働行政を取り巻く情勢と課題

①雇用をめぐる情勢と課題  
②労働条件等をめぐる情勢と課題

③その他労働局における情勢と課題

第2、愛知労働局の最重要対策

○特定の労働分野（自動車運転者、障害者である労働者、介護労働者、技能実習生）における労働条件確保対策  
○労災かくしの排除に係る対策  
○最低賃金制度の適切な運営等  
○愛知県地方最低賃金審議会の円滑な運営  
○最低賃金額の周知及び遵守の徹底  
○最低賃金引上げに向けた中小企業への支援  
○解雇、賃金不払事案等への的確な対応  
○未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営  
○勤務環境の自主的改善への支援  
○医療従事者の勤務環境の改善  
○変則的勤務形態、長時間労働の改善  
○職業性疾病に関する改善対策の推進

女の均等な機会及び待遇の確保対策等の推進  
⑤労働保険制度の円滑適正な運営  
⑥個別労働紛争解決制度

の積極的な運用  
⑦総合的労働行政機関としての機能（総合性）の發揮  
第4、愛知労働局における

行政展開に当たっての基本的対応  
①計画的・効率的な行政運営  
②地域に密着した行政の運営

展開  
③保有個人情報の厳正な管理及び情報公開制度等への適切な対応  
④綱紀の保持等

詳細は、愛知労働局ホームページを御覧下さい。  
<http://aichi-rooudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

# 家内労働旬間 5月21日～31日

家内労働旬間を迎えて

## 家内労働者の健康管理を含む 適正な労働条件の確保を

しんたくともほ穂  
愛知労働局长 新宅とも穂



現在、愛知県内には、繊維工業、電気機械器具製造業、ゴム製品製造業等の製造加工業務に約9

900人の家内労働者が従事しています。愛知県の家内労働者数は全国で最も多いのですが、減少傾向が続いています。

その要因を考えますと、長期的には、女性の社会進出に伴い家内労働を行う女性の減少、家内労働者の高齢化及び後継者不足による廃業が考えられます。さらに、製造業の海外生産移転が継続的に進み、アジア諸国の生産活動に伴うインフラの整備・改善、生産コスト面

等から中国、東南アジア、インド等の海外へ生産拠点を移していくことが考えられます。このように、家内労働者を取り巻く厳しい状況の中で、委託事業場の閉鎖、委託の打ち切り、工賃の不払及び下落等が憂慮されるところであります。

当局では、これまで家内労働者の労働条件向上と生活の安定に資するため、種々の施策を講じてまいりましたが、家内労働者の健康管理を含む適正な労働条件を確保することは、これまでにも増して重要な課題となっています。

このため、当局では、本年も5月21日から同月31日までを「家内労働旬間」として、各種の広報活動等を通じて、委託状況届の提出、家内労働手

帳の交付による委託条件の明確化及び適正な工賃の支払いの確保等の周知徹底を図ることとしておりま

す。この旬間を契機に、家内労働者の労働条件の向上、健康管理及び生活の安定が一層促進されよう関係者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 5月21日から5月31日まで 家内労働旬間が実施されます

- 委託者は、「委託状況届」を提出しましょう。
- また、最低工賃を守りましょう。
- 家内労働者は、「家内労働手帳」を受け取り、記入された事項を確認しましょう。
- また、家内労働による災害防止と健康管理に努めましょう。
- いわゆる「インチキ内職」の被害防止に努めましょう。

—問い合わせ先—

愛知労働局賃金課(☎052-972-0258)  
名古屋北労働基準監督署(☎052-961-8653)